

国立大学法人高知大学役員退職手当規則

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 54 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 78 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 35 条の 2 の規定により準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の規定に基づき、国立大学法人高知大学の役員（非常勤の役職の役員を除く。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職の日におけるその者の本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た金額に 100 分の 83.7 を乗じて得た金額とする。ただし、第 4 条第 1 項及び第 7 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、当該異なる役職ごとの退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額に 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、学長が別に定める範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第 3 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 前条第 1 項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減じるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第 4 条 役員のうち、学長（学長又は監事にあつては、文部科学大臣）又はその委任を受

けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。この場合において、国家公務員として在職した期間に係る第 2 条第 1 項ただし書に規定する本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。

- 2 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規則による退職手当は、支給しない。
- 4 第 2 項の規定に該当する役員が、当該役員を退職した場合（前項に該当する場合を除く。）の退職手当の額については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず当該役員の退職の日国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定した場合の第 2 項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第 7 条に規定する在職期間とみなし、退職手当法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該役員の退職の日における本給月額については、当該役員が第 2 項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎として、当該役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、学長が定める額とする。

（職員との在職期間の通算）

第 5 条 役員が、引き続いて職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。

- 2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の特例）

第 6 条 前条第 2 項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第 2 条第 1 項の規定にかか

わらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人高知大学職員退職手当規則（以下「職員退職手当規則」という。）第9条第1項に規定する在職期間とみなし、職員退職手当規則の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、当該役員の在職期間における国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、当該役員としての在職期間1月につき、退職の日における職員退職手当規則第3条に規定する本給の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額を学長が別に定める範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

（再任等の場合の取扱い）

第7条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に支給するものとし、本人が死亡したときは、その遺族に支給するものとする。

（退職手当の支給制限）

第9条 学長は、役員が国立大学法人法第17条第2項の規定により解任されたとき（第2項第1号の規定により解任された場合を除く。）は、当該解任された者（当該解任された者が死亡したときは、当該解任された者に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該解任された者が占めていた職の職務及び責任、当該解任された者が行った非違の内容及び程度、当該非違が国立大学法人高知大学に対する国民の信頼に及ぼす影響その他別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする決定を行うことができる。

- 2 学長は、前項の規定による決定を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該決定を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該決定を受けるべき者が当該通知の受取りを拒否するときは、配達証明付内容証明郵便により郵送するものとし、当該決定を受けるべき者に配達された日付をもって通知が行われたものとみなす。

4 学長は、第2項の規定による通知をする場合において、当該決定を受けるべき者の所在が知れないときは、その内容を公示送達によるものとし、公示された日から2週間を経過したときに当該通知が行われたものとみなす。

(退職手当の支払の差止め等の取扱い)

第9条の2 退職手当の支払の差止め、退職手当の支給制限、退職手当の返納、遺族の退職手当の返納及び退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付等の取扱いについては、職員退職手当規則第14条から第18条の2までの規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「退職をした者」とあるのは「退職し、又は解任された者」と読み替えるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第8条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあつては、前項各号の号数の昇順とし、第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあつては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第10条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第 11 条 この規則の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 12 条 退職手当の支給手続その他この規則の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 11 月 24 日規則第 410 号)

この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 11 日規則第 113 号)

この規則は、平成 21 年 3 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 24 日規則第 95 号)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の国立大学法人高知大学役員退職手当規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に退職した者又は解任された者に対する退職手当について適用し、施行日の前日までに退職した者又は解任された者に対する退職手当については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 2 月 27 日規則第 81 号)

(施行日)

第 1 条 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の第 2 条第 1 項及び第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

附 則 (平成 30 年 1 月 18 日規則第 38 号)

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 25 日規則第 78 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。